

『子育て研究』投稿論文審査規程

2016年10月改正版
機関誌編集委員会（論文編）

第1条 投稿論文（以下、論文）の審査は、この規程の定めるところによる。

（論文の区分）

第2条 論文には以下の区分を設ける。編集委員会は、投稿者に対してカテゴリーの変更を求めることがある。

1. 研究論文：

オリジナルな内容で、かつ、先行研究に対する当該研究の課題および得られた知見の位置づけが明確である論文。編集委員会による審査の対象となる。

2. 実践・調査報告：

オリジナルな内容で、かつ、読者に情報を広く公開し、共有することの意義が明確な論文。編集委員会による審査の対象となる。

3. 研究ノート：

オリジナルな内容で、かつ、萌芽的あるいは試論的な内容を含む論文。編集委員会による審査の対象となる。

4. 特別寄稿論文：

特集テーマに関連し編集委員会が依頼する論文。編集委員会の審議を経て掲載する。

（論文の審査）

第3条 論文の審査は、編集委員会で行う。

1. 投稿された論文の審査にあたっては、委員長あるいは副委員長が担当論文編委員として、論文編集委員より論文の審査者2名を選定し、依頼する。審査者は原則編集委員会論文編委員から選ぶが、主題によってはこれ以外の会員にも依頼することがある。

2. 審査は著者名を秘して行う。また、審査者の氏名及び所属も著者に公表しない。

3. 各審査者の審査は、次の4つのいずれかにより報告され、編集責任者がとりまとめ、委員会に対して審査結果を提案する。提案が承認された場合には、最終決定とする。

(a)採択：このままのかたちで、『子育て研究』に掲載してよいと判断されるもの。字句などのわずかな修正を要するものを含む。

(b)修正採択：投稿論文の実質的な修正を条件として採択するもの。

(c)修正再審査：このままのかたちでは採択できないが、分析のやり直し、理論的發展、付加的資料の収集、表現の大幅な修正などにより、再検討の余地があると考えられるもの。

(d)不採択：多少の修正では採択が見込めないもの。『子育て研究』において掲載することが不適切であるもの。

4. 委員会は審査結果を著者に通知する。

5. 審査の言語は、日本語論文の場合は日本語、英語論文の場合は日本語または英語で、投稿者から申し出がない限り審査者の用いる言語とする。

（異議申し立て）

第4条 著者が、審査結果に異議がある場合には、委員会に対して異議を申し立てることができる。

委員会は、異議申し立てのあった場合には、速やかに委員会において審議し、その審議結果を著者に通知する。

(規程の改定)

第5条 この規程の改定は、編集委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

1. この規程は2016年3月13日から施行される。
2. この改正規程は2016年10月16日から施行される。